

令和7年第2回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年 6月 3日
本日の会議 令和7年 6月 13日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下 町 純 子 議員	2番 堀 真 議員	3番 藤 田 明 美 議員
4番 岡 田 義 晴 議員	5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員
7番 西 田 健 議員	8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員
10番 安 部 都 議員	11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員
13番 堤 理 志 議員	14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	山 口 聰 一 朗 君
課 長 補 佐	江 口 美 和 子 君	主 査	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	荒 木 重 臣 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長	山 崎 穎 三 君
住 民 福 祉 部 長	宮 司 裕 子 君	健 康 保 険 部 長	山 本 昭 彦 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	荒 木 隆 君	企 画 財 政 部 理 事	中 村 元 則 君
総 務 課 長	大 山 康 彦 君	財 政 課 長	北 野 靖 之 君

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時21分

令和7年第2回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和7年6月13日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	34	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	35	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	36	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	37	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	38	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	39	長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	※総務
7	43	町道路線の廃止について	※産業
8	44	町道路線の認定について	※産業
9	45	令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務 ※産業
10	発委5	長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置についての決議	
11	—	議員派遣の件	
12	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。それでは、総務厚生常任委員会で審査をいたしました部分について報告を行います。審査日は令和7年6月9日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き、審査を行いました。

議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例に関しまして、提案理由として、人口減少等に伴う給水収益および使用料収入の減少や施設の老朽化、耐震化に伴う更新需要の増大など、上下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定した上下水道サービスを提供できるよう、上下水道事業の持続可能な経営の確保に向け、学識経験者、公共的団体の関係者などさまざまな立場からの知見により、水道料金および下水道使用料の適正化を図るため、長与町水道料金等審議会を附属機関として新たに追加するもの。委員の構成は10人以内、任期は会期中としているとのことでした。こちらに、34号に関連がありますので、35号も同時に審査を行っております。議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関し、主な内容として、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償について新たに追加するもの。別表の執行機関に、上下水道事業の管理者の権限を行う町長を加え、長与町水道料金等審議会の報酬額を新たに追加するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、水道料金の見直しがなぜ必要なのかに対し、水道事業の経営戦略を策定している。その中で20年間のシミュレーションを作った。今後人口減少に伴う給水収益の減少、更新費用の増大に対し、現状の水道料金では経営が難しいというシミュレーションが出たとの答弁でした。次に審議会で検討することだが住民の意見の集約というはどういう方向で進めていくのかに対し、審議会に資料を事前に提供し自治会などでどのような意見があるのか集約していければと考えているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第36号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。提案理由として、国家公務員の人事院規則の改正等に準じ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、妊娠、出産を申し出た職員、または3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等について規定するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、両立支援制度の利用に

対する意向確認のための措置とは具体的にどのようなことかに対し、答弁として、妊娠、出産のタイミングの職員に対し、使うことができる休暇制度を示し、利用する否かの意思確認をすることでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号長与町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。提案理由として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度の拡充のため所要の改正を行うもの。主な改正内容は、部分休業の取得パターンを現行の1日につき2時間を超えない範囲内に加えて、1年につき77時間30分を超えない範囲内を規定し、職員が柔軟に選択できるよう規定するもの。以上の説明がありました。こちらに関しては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。提案理由として、民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、国が定める外国語指導助手の報酬基準が引き上げられたことに伴い、報酬基準月額を改定するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、外国語指導助手の給与、4月分から6月分はどういう状況なのかに対し、現状では条例改正がなされていないため今までの単価で支給している、承認された時点で4月1日にさかのぼり差額分を6月中に支給するとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について報告をいたします。主な内容として、令和7年度中に長与町こども計画を策定するに当たり、長与町子ども・子育て会議において協議を行うため、第1条に設置根拠としてこども基本法第13条第3項の規定を追加、第2条の所掌事務にこども計画の策定に係る規定を追加するとともに、子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改めるものとの説明がありました。主な質疑として、こども基本法第13条第3項に基づくものを規程に加えることで何が変わることかに対し、子ども・子育て会議条例が、子ども・子育て支援事業計画を策定するための委員会として位置づけがされている、今度策定するこども計画を策定するための設置根拠としてこども基本法第13条第3項の規定を追加している。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。まず、議案第34号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第34号について賛成の立場から討論いたします。議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本議案は町の附属機関として新たに長与町水道料金等審議会を設置するもので、この審議会は人口減少に伴う有収水量の減少や水道供給のための施設および設備の老朽化へ確実に対処しつつ、安定した水の供給を将来にわたり持続していくため、改定、これは事実上、水道料金の値上げに向けてその適正な価格を検討していくためのものと考えます。水は人間が生きるために絶対に欠かせないので、水道は最後のライフラインとも言われ、でき得る限り全ての住民が常に利用できるように利用者の負担を最小限にすべきである一方で、安全な水を安定して供給するための設備の維持管理等には膨大なコストが必要であり、水道供給の安定した持続には料金の徴収は必要不可欠なのですが、その価格の設定は可能な限り慎重かつ適切に正確な統計や推計に基づき合理的に行わなければならぬと考えます。誰もが無理なく支払える価格かつコストを貰える価格を導き出すには、極めて専門的な知識を持ち、多岐にわたる社会環境の変化を総合的に判断できる有識者はもちろん、その結果やプロセスが住民の実際の経済状況や住民感情に即したものであるか、評価できる住民代表の立場の人の参加が必要だと考えますが、その点については、今回の審議会は大学教授や准教授、公共団体の代表者、自治会長や民生委員の方など幅広い委員で構成するということでクリアできていると考えます。また、本町の水道料金の値上げ改定は昭和63年以降37年間行われていないことや、水道局としても料金見直しを重大なことだと捉え、決定までの経緯を町民に丁寧に説明し理解してもらう姿勢であることも本議案の委員会審査の中で明確になっていることから、審議会設置は必要かつ問題ないものと考えます。しかしながら3日前の報道によりますと、佐世保市が市上下水道事業経営検討委員会において突然28%の値上げを提案したということが波紋を呼び、市民からも困惑と反発の声が上がっているとのことですので、そのような行政側の結論ありき

で進めるような、住民に不信感を持たれる運用をしないことを求めるとともに、あくまで料金見直しと審議会の設置に賛成するものであり、審議答申の結果を経て最終的に決定される値上げ後の料金がいくら高額になっても同意、承認するという意味ではなく、価格改定後の新料金についてはそれが妥当なものであるか、その時に改めて判断するものであるということを言い添えまして、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第36号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第37号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第38号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号町道路線の廃止について、日程第8、議案第44号町道路線の認定についての2件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和7年第2回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和7年6月9日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。

議案第43号町道路線の廃止について。提案理由、主な内容は、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定を行うため現町道を廃止する。路線番号5004から5055までの29路線、以上の説明がありました。主な質疑として特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号町道路線の認定について。提案理由、主な内容は、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定する路線番号1153から路線番号1296までの33路線、以上の説明がありました。また、現地を調査いたしました。主な質疑として、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。まず、議案第43号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第43号町道路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第44号町道路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは、議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）の総務厚生常任委員会に付託されました部分のご報告を申し上げます。提案理由として、今回の補正是、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,647万4,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ 168 億 2,478 万 6,000 円とするもの。企画財政部財政課では、今回の補正予算に係る財源の調整として財政調整基金繰入金 7,798 万 9,000 円を計上。政策企画課では、モビリティ人材育成事業業務委託料は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するもので、国費 100 % となっている。地域公共交通の充実に向けた取り組みとして、主に高齢者の日常の移動支援を目的とした、地域の事業者や住民が主体となる移動支援をモデル的に立ち上げることを検討している。同種類似の業務実績を持つ民間事業者へ委託し、町職員や関係団体、地域の住民が支援の立ち上げに必要なノウハウを取得する人材の育成を行い、支援の立ち上げに向けて伴走支援を行ってもらう。次に総務部地域安全課では、さくら野東地域交流センター建設事業における財源組替を行う。申請している国庫補助金が減額内示を受けたことによるもので、町全体の財政負担を軽減するため、地域安全課所管分は国庫補助相当分を他の所管分の事業へ振り替え、新たに単独事業として交付税が多く措置される地方債を活用するもの。住民福祉部こども政策課では、長与北児童館 2 階遊戯室照明の LED 取替工事費を計上。健康保険部健康保険課では、新型コロナワクチンの健康被害給付金で令和 4 年 3 月分からさかのぼって医療費を支給する。これは国の補助で全額補填する。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では、モビリティ人材育成事業業務委託料の財源は全額国庫補助だが国の計画と関係があるのかに対し、国として交通空白の解消という取り組みを進めている。地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村、事業者等に対して、その取り組みの経費を支援するものというものです。今回は地域の事業者や住民が主体となる移動支援の立ち上げを行うとの答弁でした。総務部では、国庫補助の内示減に伴い地方債を活用することだが負担が増える恐はないのかに対し、地域交流センターに係る分は、今回の起債に切り替えた方が地方交付税として措置される分が上回るという判断の下、財源組替を行ったとの答弁でした。次に住民福祉部、こちらでは特記すべき質疑はありませんでした。同じく健康保険部でも同様特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。議案第 45 号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9 番（中村美穂議員）

議案第 45 号令和 7 年度長与町一般会計補正予算（第 1 号）、産業文教常任委員会分割付託分について報告いたします。提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、新規就農者育成総合対策事業補助金は、初期投資促進事業として新規就農者 1 名に対し

て施設整備に対する補助を行うもの。内容は、農薬等を散布するオートタンクカー、運搬車、ビニールハウスの換気を自動で行う自動谷換気装置、自動灌水装置の施設整備を予定。土木管理課では、債務負担行為補正の都市計画道路西高田線街路整備事業は、北陽台高下のバス停付近の用地補償および現在施工中の工事費。公園施設長寿命化対策工事は中尾城公園の遊具設置工事を計上。公園長寿命化事業充当起債は国の内示減に伴い減額するもの。町道新設改良事業充当起債および公園整備事業充当起債は国の内示減に伴い減額。道路新設改良費は財源組替。公園整備工事費は北陽台の公園における遊具設置工事の費用で、財源の一部に歳入の子ども活動支援金を充当。都市計画課では、事後評価業務費交付金は都市再生整備計画事後評価業務委託に充当する国庫補助金で、内示減に伴い財源組替するもの。減額分を一般財源で充当。教育委員会学校教育課では、更新予定であった外国語指導助手ALTの帰国ならびにそれに伴う新規の外国語指導助手の追加任用により報酬等の補正を行うもの。外国青年招致事業負担金は、新規者1名分の渡航負担金ならびにJETプログラムによるオリエンテーション負担金に充当。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、新規就農者育成総合対策事業補助金を活用して栽培する作物は何か、また補助金の要件はに対し、アスパラガスを栽培している。補助金の交付要件は独立自営就農する認定新規就農者であること。経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。目標地図に位置付けられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。本人負担分について金融機関から融資を受けていることが主な交付要件であるという答弁でした。土木管理課では、北陽台の公園遊具の設置は団地開発の時に開発者などで設置すべきではなかったのか、またどのような遊具を予定しているのかに対し、開発時の遊具の設置については開発者にお願いはしている。遊具は滑り台、2連の鉄棒、2連のブランコを考えているが、自治会の要望があれば予算の範囲で変更もあるという答弁でした。都市計画課は特記すべき質疑はありませんでした。教育委員会学校教育課では、本町のALTの人数と定数の基準はに対し、3人で中学校区に1人、小学校も回っている。中学校区に1人としているという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。議案第45号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採

決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、発委第5号長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置についての決議を議題とします。ただ今議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

竹中議会運営委員長。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。慣れてないタブレットを使いながらやりますので、よろしくお願ひいたします。長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置についての決議。発議第5号長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置についての決議について提案理由を申し上げます。本決議案は、長与町議会におけるICT化の推進およびICT技術を活用した効率的な議会運営、活動、議員活動を推進するために調査、研究を行うことを目的として設置するものでございます。調査特別委員会の名称を長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会とし、委員定数は議長除く6人、設置期間は本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができることとしております。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（安藤克彦議員）

ただ今議題となっています発委第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

お諮りします。本案については質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発委第5号は質疑を省略することに決定しました。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発委第5号は討論を省略することに決定しました。

これから日程第10、発委第5号長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置についての決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今設置されました特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布のとおり議長を除く6名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名された方を長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

場内の時計で10時15分まで休憩いたします。

(休憩 10時10分～10時15分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会設置について設置をご決定いただきましたが、委員指名の際、委員の氏名の読み上げが漏れていましたので、再度お詫びしたいと思います。

長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会委員に、藤田明美議員、八木亮三議員、松林敏議員、安部都議員、金子恵議員、堤理志議員に決定いたしました。

これから委員会条例第8条および第9条の規定により、長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。ただ今選任されました特別委員会の委員は次の休憩中に正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

長与町議会ICTの推進に関する調査特別委員会委員長および副委員長の互選結果は、委員長に堤理志議員、副委員長に松林敏議員、以上です。

日程第11、議員派遣の件を議題とします。お詫びします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お詫びします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とともに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お詫びします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんお疲れさまでございました。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。去る3日に開会いたしました本定例会は、11日間の会期を経て、本日最終日となったわけでございます。各議案につきましては、慎重にご審議を賜りましたことに心よりお礼を申し上げる次第でございます。また、10名の議員の皆さまから一般質問を頂き、町政発展の立場からご指摘を賜りました。重ねて感謝を申し上げる次第でございます。皆さま方のご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に取り組んでまいります。また、各議案につきましても、慎重にご審議を賜り、ご決定を頂きましたことに対しまして、重ねて感謝を申し上げたいと思っております。今後とも、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思っていただけるような幸福度日本一の町、100年安心のまちづくりに邁進してまいります。議員の皆さま方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これから大雨や台風などによる自然災害が起こりやすい季節となります、町といたしましては、町民皆さまの生命、財産を守るため、関係機関団体との連携を図り、これから季節につなげてまいりますので、皆さまにおかれましても、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。また、これから蒸し暑い日が続き体調を崩しやすい季節でもございます。議員各位におかれましてはご自愛いただき、引き続き本町の発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和7年第2回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10時21分）